

諫早市公告第101号

諫早市立小・中学校児童生徒用一人一台端末賃貸借（長期継続契約）について、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年8月8日

諫早市長 大久保 潔 重

記

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名

諫早市立小・中学校児童生徒用一人一台端末賃貸借（長期継続契約）

(2) 事業対象期間

ア 端末の納入期限

令和8年1月27日

イ 賃貸借期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

(3) 事業の内容

文部科学省、経済産業省、総務省が掲げるGIGAスクール構想第2期整備のため、国庫補助金を活用した情報端末等の環境整備を目指し、諫早市立小・中学校における児童生徒用一人一台端末の整備を行うもの。

(4) 事業場所

諫早市立小・中学校、諫早市教育委員会

（詳細については、仕様書のとおり。）

2 入札参加資格に関する事項

本競争入札に参加できる者は、次の条件をすべて満たす者とする

る。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 市県民税等を滞納していない者であること。
- (3) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）の提出期限の日から落札決定までの間において、諫早市から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 資格確認申請書の提出期限の日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 本市の物品の製造、販売及び役務の提供等における、令和7年度の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿において、物品賃貸業（OA機器・事務機器）の業種に搭載された者であること。
- (7) 国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体における同種の業務実績を複数有している者であること。

### 3 競争参加資格の確認

- (1) 本競争への参加を希望する者は、資格確認申請書のほか関係資料（以下「申請書等」という。）を提出し、諫早市長（以下「市長」という。）の競争参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することはできない。

#### (2) 申請書等の内容

- ア 競争参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 2(7)の業務実績を証明する書類

申請書等の様式は、令和7年8月8日（金）から令和7年8月28日（木）までの間に諫早市ホームページからダウンロードすること。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、令和7年8月8日（金）午前9時から令和7年8月28日（木）午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）に諫早市教育委員会学校教育課（以下「学校教育課」という。）に持参又は令和7年8月28日（木）必着で郵送すること。

(4) 競争参加資格確認の結果

競争参加資格確認の結果は、令和7年9月3日（水）までに、市長から申請者あて通知する。

4 質疑応答

(1) 設計図書等に対して質疑がある場合は、次のとおり設計図書等質疑応答書（様式第2号）により次のとおりメール送信すること。

ア 提出期限 令和7年8月28日（木）午後5時まで

イ 送信先 [gakkyo@city.isahaya.nagasaki.jp](mailto:gakkyo@city.isahaya.nagasaki.jp)

(2) 回答は、令和7年9月1日（月）までに、メールによる回答を行う。

5 競争参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 3の競争参加資格の確認において競争参加資格がないと認められた者は、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求めようとする場合には、令和7年9月4日（木）までに、市長へ書面を提出して行わなければならない。

(3) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和7年9月5日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 積算内訳書の提出

(1) 入札に際しては、事業費の総額、それに占める補助金及び補助金対象外の金額（以下「補助対象外額」という。）を明

示した積算内訳書を提出すること。

積算内訳書の様式は任意とし、明細書類を添付すること（事業名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。）。

なお、積算内訳書の補助対象外額（消費税及び地方消費税を含まない。）は入札金額と同額とすること。

- (2) 提出された積算内訳書は、返却しない。
- (3) 提出された積算内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 提出された積算内訳書について、諫早市情報公開条例（平成18年条例第2号）第7条の非公開情報に該当するものとし、開示対象としない。

## 7 入札保証金

3において競争参加資格が有りとは通知された入札参加者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を令和7年9月5日（金）までに納めなければならない。ただし、諫早市契約規則（平成17年規則第54号）第6条各号に該当する場合は、入札保証金の納付を免除することがある。

## 8 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年9月8日（月）13時30分
- (2) 場所 諫早市東小路町7番1号  
諫早市役所 別館1階 第2会議室

## 9 入札書の提出方法等

- (1) 入札金額は、補助対象外額とし、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。
- (2) 入札書は、封かん及び封印のうえ入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場所において入札しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を持参し、提出しなければならない。
- (4) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を

持参させなければならない。

(5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 入札参加者は、入札の際に入札保証金を納付したことを証明する書類を提出しなければならない。ただし、諫早市契約規則第6条の規定に該当し、市長が入札保証金の納付を免除する場合はこの限りではない。

(7) 入札参加者は、各業者1名を超えて入札会場に入室できない。

(8) 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

## 10 入札辞退

入札の直前までは入札の辞退を認めることとするので、入札を辞退しようとする者は、その旨を書面にて郵送又は持参の方法により届け出なければならない。

## 11 無効の入札

(1) 諫早市契約規則第12条各号に該当する入札は、無効とする。

(2) 競争入札参加資格申請にあたり虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

(3) 上記(1)又は(2)に該当し、入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。

(4) 競争参加資格を有する者が、落札決定の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(5) 入札執行日の前日（土、日曜日及び祝日を除く。）までに入札保証金を納付（入札保証金の納付の免除の場合は証明する書類の提出）しなかった者の入札は、無効とする。

## 12 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

### 1 3 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- (2) 落札者がいないときは再度の入札を行い、入札執行回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじで落札者を決定する。
- (4) 再度の入札において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、再度の入札の際に有効な入札を行った者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
- (6) 落札者の決定は、その決定と同時に入札会場において口頭で周知する。

### 1 4 契約の締結

落札者として決定された者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に、市長へ契約書を2部提出しなければならない。

また、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前に納めなければならない。ただし、諫早市契約規則第29条各号に該当する場合は、入札保証金の納付を免除することがある。

### 1 5 特記事項

本件は、国庫補助金を活用した事業であり、公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱及びGIGAスクール構想加速化基金管理運営要領等に基づく共同申請により、事業費のうち補助金は長崎県から直接支払われる。このため、応札者は補助金の共同申請者となることを前提として入札に参加しなければならない。

## 1 6 契約の不締結

- (1) 落札者が、契約締結の日（本契約の締結日）の前日までの間において、入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなつた場合、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、市長は一切の損害賠償の責めを負わない。入札をした者は、開札後、諫早市契約規則及び設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 契約の締結は、長崎県から交付される交付決定通知に基づき実施するものとし、万一落札決定後、本市もしくは補助金の共同申請を行う落札者が長崎県からの補助を受けられないことが確定した場合、本契約は不締結とする。

## 1 7 異議の申立て

3の資格確認において競争参加資格があると認められた者は、入札の有無に関わらず、開札後、諫早市契約規則及び設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 8 その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び諫早市契約規則の定めるところによる。
- (2) 本公告についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市教育委員会学校教育課（諫早市役所 本館7階）

電 話 0957-22-1500（内線3727）

F A X 0957-22-2840